

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6,810円	9,080円	6,810円	18,160円	18,160円	27,240円
13,590円	18,120円	13,590円	36,240円	36,240円	54,360円
16,980円	22,640円	16,980円	45,280円	45,280円	67,920円

」を

「

7,230円	9,640円	7,230円	19,280円	19,280円	28,920円
14,460円	19,280円	14,460円	38,560円	38,560円	57,840円
18,080円	24,100円	18,080円	48,200円	48,200円	72,300円

」に

改め、別表備考の4中「1,680円」を「1,790円」に、「1,210円」を「1,290円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。